様式３（行政手続法適用：個票番号７０１）

# 不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年１０月１日作成

| | |
|---|---|
| 処　分　名 | 農業経営改善計画の認定の取消し |
| 根拠法令名 | 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号） |
| 根拠条項 | 第13条第２項 |
| 根拠条文 | 同意市町村は、前条第１項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第４項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第３項に規定する者（次条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 |
| 処分基準の内容 | 上記根拠条文のとおり<br><br>農業経営改善計画が認定を受ける要件に該当しなくなった場合 |
| 所管部署 | 水産農政課農政係 |
| 備　　考 | |